

○熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成25年2月28日規則第3号

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、議長を経由して政務活動費交付申請書(会派用)(様式第1号)に、当該会派に所属する議員の名簿を添えて市長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、速やかに、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(会派用)(様式第2号)に、当該異動が生じた会派に所属する議員の名簿を添えて市長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けようとする議員は、議長を経由して政務活動費交付申請書(議員用)(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項に規定する申請書は、毎年度4月7日までに提出しなければならない。ただし、条例第4条第2項ただし書及び条例第5条第2項ただし書の規定により政務活動費の交付を受けようとする場合にあっては任期が満了する日の翌日の属する月の末日から、条例第4条第3項の規定により政務活動費の交付を受けようとする場合にあっては所属議員の数に変更があった日の属する月の末日から、条例第5条第3項の規定により政務活動費の交付を受けようとする場合にあっては議員となった日の属する月の末日から起算して7日以内に提出しなければならない。

一部改正〔令和2年規則36号〕

(交付決定)

第3条 市長は、速やかに、前条の規定により申請のあった会派及び議員に交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務活動費交付決定通知書(会派用・議員用)(様式第4号)により通知しなければならない。

(交付請求)

第4条 前条の規定により政務活動費の交付決定を受けた会派の代表者又は議員は、当該交付決定の日から起算して7日以内に、政務活動費交付請求書(会派用)(様式第5号)又は政務活動費交付請求書(議員用)(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

一部改正〔令和2年規則36号〕

(収支報告書の写しの送付)

第5条 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿の保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について会計帳簿を調製し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して10年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の廃止)

2 熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成17年規則第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に交付された政務調査費に係る前項の規定による廃止前の熊谷市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第5条の規定による収支報告書の写しの送付及び同規則第6条の規定による会計帳簿の整理保管については、なお従前の例による。

附 則(令和2年7月28日規則第36号)

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和3年1月27日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年2月25日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

政務活動費交付申請書（会派用）

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛
（熊谷市議会議長経由）

所 在 地
会 派 名
代表者氏名

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

会派に関する事項	名 称	
	結 成 年 月 日	年 月 日
	代 表 者 氏 名	
	経 理 責 任 者 氏 名	
	所 属 議 員 数	人（ 年 月 日現在）
交 付 申 請 額		円 （算出基礎）

- （備考） 1 本申請書の提出に当たっては、申請に係る会派に所属する議員の名簿を添付すること。
- 2 「交付申請額」の欄には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を記入すること。
- (1) 年度当初の交付申請 4月1日における当該会派の所属議員の数に19万円を乗じて得た額
- (2) 年度途中の交付申請 変更があった日の属する月の翌月（変更があった日が月の初日である場合には、その月）分以後の政務活動費の額を関係する会派により調整した後の額

政務活動費交付変更申請書（会派用）

年 月 日

熊谷市長 氏 宛
（熊谷市議会議長経由）

所在地
会派名
代表者氏名

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分		変更後	変更前	異動年月日
会派に関する事項	名 称			年 月 日
	代 表 者 氏 名			年 月 日
	経 理 責 任 者 氏 名			年 月 日
	所 属 議 員 数	人	人	年 月 日
交 付 申 請 額		円	円	年 月 日

（備考） 本申請書の提出に当たっては、申請に係る異動が生じた会派に所属する議員の名簿を添付すること。

全部改正〔令和2年規則36号〕、一部改正〔令和3年規則2号〕

政務活動費交付申請書（議員用）

年 月 日

熊谷市長 氏 宛
（熊谷市議会議長経由）

住 所
氏 名

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条第 3 項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を申請します。

記

交付申請額 円
（算出基礎 円× 月）

（備考） 算出基礎は、年度の途中において新たに議員となった者（熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 2 項ただし書に規定する者を除く。）のみ記入すること。
全部改正〔令和 2 年規則 36 号〕、一部改正〔令和 3 年規則 2 号〕
様式第 4 号（第 3 条関係）

政務活動費交付決定通知書（会派用・議員用）

第 号
年 月 日

様

熊谷市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のありました政務活動費の交付について、
下記のとおり決定しましたので、熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

交付決定額 円
一部改正〔令和2年規則36号〕
様式第5号（第4条関係）

政務活動費交付請求書（会派用）

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

所在地
会派名
代表者氏名 印

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、
下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

- 1 交付請求額 円
- 2 所属議員数 人
- 3 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 労働金庫・農業協同組合						
店舗名	本店・	支店出張所	預金種別	普通・	当座		
口座番号 (右詰め)							

（備考） 振込先口座の口座名義人が代表者と同一である場合又は「代表者氏名」欄に
代表者本人が自署する場合は、同欄への押印を省略することができる。

全部改正〔令和2年規則36号〕、一部改正〔令和3年規則4号〕

政務活動費交付請求書（議員用）

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

住 所
氏 名

熊谷市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により、
下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 労働金庫・農業協同組合						
店 舗 名	本店 ・		支 店 出張所	預金種別	普通 ・ 当座		
口 座 番 号 (右詰め)							

全部改正〔令和2年規則36号〕、一部改正〔令和3年規則4号〕